

国家公安委員会規則第六号

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第十六条の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月五日

国家公安委員会委員長 岡崎トミ子

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であつて当該申請に

係るもの以外のものをいう。以下この号及び次項において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき。

二 当該申請に係る使用の本拠の位置が当該申請に係る場所の位置と同一であるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

第一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第一号の規定により第二項第二号に掲げる書面の添付を省略する場合には、当該申請に係る申請書に当該旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載しなければならない。

第二条第二項中「及び同項第二号又は」を「並びに同項第二号及び」に改め、同項第一号中「この項本文」を「この項各号列記以外の部分」に改め、同条第三項中「前条第三項の」を「前条第三項及び第四項の」に、「平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び」を「平成十四年法律第百五十一号。」に改め、「」第二条第二項の」と、「の下に」「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、前条第四項中「第二項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の」

入力」と、「を加え、「当該申請」を削り、「記載して、前項第二号に掲げる書面の添付」を「記載」に改め、「入力して、第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の」及び「書面の提出」とあるのは「書面に記載すべき事項の入力」とを削る。

第三条第二項中「及び第三項本文」を「から第四項まで（第三項ただし書を除く。）」に、「同条第三項」を「同条第三項第一号」に、「保有者である」を「ある」に、「保有者であり」を「あり」に、「保管場所とされている」を「いる」に、「保管場所とされており」を「おり」に、「表示されている」とあるのは「表示されており」を「同条第四項中「いる」とあるのは「おり」に改める。

第五条第二項中「当該申請」を削り、「及び同項第二号又は」を「並びに同項第二号及び」に、「に記載すべき事項」とを「」と「に、「第五条第一項」を「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第五条第一項」に、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第五条第二項」を「同条第二項」に改め、「読み替えて準用する」の下に「施行規則」を加える。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">〒()</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏名 () 局 番</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 (印)</p>			

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		（変更前）		
保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿		年 月 日		
届出者		住所 〒（ ）		
氏名		（ ） 局 番 印		

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）、
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、平成二十三年七月十九日から施行する。

(経 過 措 置)

2 自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書の様式については、改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第一号及び別記様式第二号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。